

2月19日(月) から始まります！

所得税 住民税 申告相談

申告相談の日程表

◆日程及び対象地区

月 日	対 象 地 区
2 月	19日(月) 天開、三城目、陣ヶ岡
	20日(火) 谷中、奉行塚、本城館、中沖、東川原、中丸
	21日(水) 沢尻、白山、牡丹平、花の里、寺の前、丸の内、諏訪の前、前田、上宮崎、下宮崎
	22日(木) 東堤、貝の久保、神の内、堤、神田地区、明新地区、中野目地区
	23日(金) 根宿、寺内地区、平鉢
	26日(月) 中畑南、大久保、中畑
	27日(火) 弥栄、東長峰、西長峰、鍋内、文京町
	28日(水) 松房、五本松、諏訪清水、上敷面、松倉、住吉、上の前、前久保
3 月	1日(木) 花咲、大町、南町、中町、子八清水、田内、東の内、本郷町、境町、馬場
	2日(金)
	5日(月) 大池、北町、館沢、滝八幡、善郷内、本町
	6日(火)
	7日(水) 赤沢、井戸尻、川原、大和内、北浦、堰の上、八幡町、田町、新町
	8日(木)
	9日(金)
	12日(月) 曙町、小松、一本木、東郷
	13日(火)
	14日(水)
15日(木)	

◆受付時間 午前の部 午前9時から11時30分まで
 午後の部 午後1時から4時まで

◆会 場 矢吹町役場 2階 大会議室

※上記の日程でご都合のつかない方は、対象地区以外の日でも受付することができますが、混雑を避けるためできるだけ指定日にお越しいただくようお願いします。

●事業所得（農業、営業など）や不動産所得、医療費控除の申告をする方へ

事業所得や不動産所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成の上、持参してください。作成していない場合、申告会場の記載コーナーで作成してからの受付になるため、受付の順番が遅くなる場合があります。申告相談会場は大変混み合いますので、スムーズな申告相談受付ができるよう、申告者の皆様にはあらかじめ書類を作成いただくなど、ご協力くださいますようお願いいたします。

申告が必要な方

平成30年1月1日現在で矢吹町に住所があった次のような方

- 事業（営業・農業）所得や不動産所得がある方
- 2か所以上から給与を受けている、または給与のほかに収入がある方
- 年末調整を受けていない（年の途中で退職した等）方
- 無収入で、家族の扶養親族になっていない方

※税務署や役場から案内書が送付されない方でも、所得がある場合はご相談ください。

申告時に持参する書類

- 収入に関するもの
 - ①事業（営業・農業）・・・帳簿、収入の分かる明細書など、事業に要した経費の分かる書類、領収書など
 - ②給与、公的年金・・・源泉徴収票（原本）
- 控除に関するもの
 - ①各種保険料控除・・・控除証明書（生命保険料、地震保険料、個人年金保険料、国民年金保険料等に関するもの）
 - ②証明書等の提示が義務付けられています。
 - 障害者控除・・・障害者手帳、障害者控除対象者認定書

便利な申告方法

- その他必要なもの
 - ③医療費控除・・・領収書、医療費控除の明細書、医療費通知等（保険等の給付を受けた場合は金額の分かる書類）
 - ④住宅取得控除・・・契約書の写し、住民票の写し、借入金年末残高証明書、登記簿謄本等

※昨年の申告から、マイナンバーの記載と運転免許証等の本人確認書類の提示が必要になりました。

申告にあたり、書類に不備がある場合は相談受付できないこともありますので、事前にご確認ください。

また、収支計算書等は、必ず事前に記帳、計算したものを持参願います。

問合せ先

①白河税務署 ☎(22) 7111
 ②税務課 町税係 ☎(42) 2113

・確定申告書は郵送することができます。
 ・国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) より電子申告ができます。
 ※詳しくは、税務署までお問い合わせください。